

新宮納税だより

第177号

(平成24年8月20日発行)

発行所

新宮市伊佐田町2-1-21
公益社団法人 新宮納税協会
新宮納税貯蓄組合連合会

納税協会指針

納税協会は、健全な納税者の団体として、税知識の普及に努め

適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り、企業及び地域社会の発展に貢献します。



熊野速玉大社（新宮市）

ご挨拶



公益社団法人 新宮納税協会

会長 西 義 弘

この度、これまで当協会の会長として八年間の長きにわたり、ご尽力を賜り輝かしい業績をあげてこられました、岩本会長のご退任に伴い、去る五月二十八日開催の定時総会において、新会長を仰せつかりました。

もとより微力ではございますが、皆様のご期待に添いますよう誠心誠意職責を果たす所存でございますので、何卒、岩本前会長同様格段のご高配とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、我が国の経済情勢は、緩やかな回復の動きを見られましたが、昨年三月の東日本大震災の影響で急激に落ち込みました。また、EU圏の信用不安や米国経済の先行き不安等により、世界的に金融市場は混乱し、急激な円高や株安となり、日本経済に大きな影響をもたらしています。他方、我々地方経済は、特に不況感が継続的なものとなっている中で、昨年九月初旬の台風十二号とともに伴う大雨が当地方を襲い、国が激甚災害に指定するような大災害が発生し、農林業への影響や観光客の減少等、多くの業種にわたって休業や事業活動の縮小等、地域経済活動にさらに大きな影響を与えました。

こうした状況の下、当協会を取り巻く環境も厳しさが増しており、事業の休業や廃業、事業先の高齢化等による会員数の減少が大きな課題となる状況にありますが、各部会の事業活動については、税務ご当局をはじめ関係各機関のご指導とご協力、並びに会員の皆様方のご理解とご協力を賜り、概ね順調に推移しています。

なお、当協会は、平成二十三年四月一日に公益社団法人としてスタートして、一年四ヶ月余りが経過しました。今後より一層地域との連携を深め、社会的役割を高めた公益社団法人として活動する所存でございますので、温かいご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

末筆ながら、会員の皆様方のご事業の益々のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

税金は 豊かな未来の 道しるべ



着任のごあいさつ

新宮税務署長 原 浩治

盛夏の候、公益社団法人新宮納税協会並びに新宮納税貯蓄組合連合会の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、税務行政に対しまして、深いご理解とご協力を賜り、心からお礼と感謝を申し上げます。

私は、この度の人事異動により、新宮税務署長を拝命いたしました原でございます。世界遺産に登録された「熊野古道」、「日本一」のスケールを誇る「那智大滝」、「捕鯨發祥の地」など、歴史と文化に育まれ、気候温暖にして風光明媚、雄大な自然に恵まれたこの地で勤務できることは、大変光栄に感じるとともに身の引き締まる思いでございます。

前任の上野署長に引き続きまして、ご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、国際化、高度情報化、広域化などの進展により、課税・徴収事案の複雑困難化が更に加速するなど、ますます厳しいものとなつております。

また最近では消費税の増税法案など特に国民から注目を受けているところでもございます。それに加え、当地域は昨年九月の台風十二号の影響で甚大な被害を受けました。着任し

て数週間ではございますが、傷跡を見て被害の大きさに改めて驚くとともに、一方で復旧工事の状況を見ていますと、徐々にではあると思いますが復興に向かって進みだしていることも感じております。

我々税務職員は、これらの環境の変化や地域の状況を的確に把握し、税務行政に課せられた使命であります「適正・公平な課税の実現」と「期限内収納の確保」を図つていく必要があります。

このため、局署・拠署一体となつて取り組むことはもちろんのことではございますが、皆様方をはじめとする関係団体との連携協調体制の拡充に努めていくことがよりもなおさず重要であると考えております。

また、e-Tax（国税電子申告・納税システム）の一層の普及及び定着についての取組につきましては、引き続き最重要課題として皆様方との連携を密にしながら取り組んでいきたいと考えておりますので、従前にも増してご協力を賜りますようお願い申し上げます。

幸いにして、公益社団法人新宮納税協会と新宮納税貯蓄組合連合会におかれましては、永年にわたり正しい税知識の普及と納税道義の高揚に多大な貢献をいたしております、誠に心強く感じております。

皆様方のご尽力に対しまして深甚なる敬意と感謝の意を表しますとともに、今後とも、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。最後になりましたが、公益社団法人新宮納税協会と新宮納税貯蓄組合連合会のますますのご発展と会員、組合員の皆様方のご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のごあいさつとさせていただきます。



転任のごあいさつ

前新宮税務署長 上野 稔

暑さ厳しい折柄、皆様方にはますますご清栄でご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、私、この度の人事異動により、大阪派遣国税庁監察官に転任することとなりました。

新宮税務署長の大任を仰せつかった二年前が、つい昨日のことのように感じますが、熊野の雄大な山河をはじめとする豊かな自然に触れ、また、人情味溢れる皆さまに囲まれながら、非常に充実した日々を過ごさせていただきました。

また、さまざまの行事などを通じて、数多くの出会いがあり、その出会いを通じて、いろいろなことを学ばせていただきましたことを大変感謝しているところでございます。

この二年間を振り返りますと、e-Taxの普及拡大を最重要課題として取り組みながら、税務行政の基本理念であります「適正・公平な課税の実現」と「期限内収納の確保」を図り、国民の皆様の理解と信頼を得られるよう、私ども職員一丸となつて最大限の努力を重ねてまいりました。

お陰をもちまして、本当にすばらしい成果を挙げることができたと考えております。これもひとえに、皆様方からの多大なるご支援、ご協力の賜と深く感謝しているところでございます。

皆様方の、地道でたゆまぬ活動に対しまして、心から敬意を表しますとともに、後任の原署長に対しましても、どうか私同様、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、昨年当地域は台風十二号による大災害に見舞われました。未だその傷跡が癒えてはいませんが、一日も早い復興を心より祈念するとともに、公益社団法人新宮納税協会並びに新宮納税貯蓄組合連合会のますますのご発展と、会員の皆様方のご事業のご繁栄、ご健勝を心からお祈りいたしまして、転任のごあいさつとさせていただきます。

支えてる 未来の夢まで 税金は

新宮税務署 定期異動 発令される

平成 24 年 7 月 10 日付けの定期人事異動の結果、下記の職員に異動がありました。

転入職員		
新任	氏名	旧任
税務署長	原 浩治	局 調査第一部 特別国税調査官（総括）
管理運営・徵収部門 上席国税徵収官	川村 聰	局 徵収部 管理運営課 国税実査官
管理運営・徵収部門 国税徵収官	佐藤 純一	門真署 徵収第1部門 国税徵収官
個人課税部門 上席国税調査官	宮田 太一	局 課税第一部 資料調査第1課 国税実査官
個人課税部門 上席国税調査官	大谷 慶太	局 課税第一部 資料調査第2課 国税実査官
個人課税部門 財務事務官	平松 祐史	西成署 個人課税第1部門 財務事務官
個人課税部門 財務事務官	花野 祐太郎	豊能署 資産課税第2部門 財務事務官
法人課税部門 総括国税調査官	岩浅 優	西署 法人課税第1部門 連絡調整官
法人課税部門 国税調査官	山本 千春	局 総務部 総務課 主任

転出職員		
新任	氏名	旧任
大阪派遣国税庁監察官 主任監察官	上野 稔	税務署長
局 徵収部 機動課 国税徵収官	古川 佑介	管理運営・徵収部門 国税徵収官
局 徵収部 特別整理総括第1課 国税徵収官	菊本 佑	管理運営・徵収部門 国税徵収官
西宮署 資産課税部門 上席国税調査官	藤本 和臣	個人課税部門 上席国税調査官
南署 個人課税部門 上席国税調査官	田中 稔人	個人課税部門 上席国税調査官
局 対外課 総括国税査察官付 国税査察官	安田 裕介	個人課税部門 国税調査官
局 課税第二部 資料調査第2課 国税実査官	薮内 章司	個人課税部門 国税調査官
左京署 法人課税第1部門 総括国税調査官	恩田 勝広	法人課税部門 総括国税調査官
局 対外課 資料情報課 国税査察官	北野 純一朗	法人課税部門 国税調査官

(税務署提供)

公益社団法人 新宮納税協会
新宮納税貯蓄組合連合会

合同定期総会の開催

平成二十四年五月二十八日、午後三時三十分より、かわみ会議室において、上野新宮税務署長、福田東牟婁振興局長、田岡新宮市長、瀬古新宮商工会議所会頭、中谷近畿税理士会新宮支部長をはじめ外多数のご来賓をお迎えし、公益社団法人新宮納税協会並びに新宮納税貯蓄組合連合会の合同定期総会が開催されました。

公益社団法人 新宮納税協会 定時総会



まず、公益社団法人新宮納税協会の平成二十四年第二回定期総会が開催されました。総会では、西 代表理事副会長の挨拶があつた後、西 代表理事副会長が議長となり、議事に入りました。

総会の議案においては、「第一号議案 平成二十三年度事業報告及び決算の承認の件」、「第二号議案 定款の一部変更に関する件」（目的の変更、代議員選挙についての変更、附則の追加）、「第三号議案 総会決議規程の一部改正に関する件」（役員の報酬等に関する規程及び組会規程の附則の変更）、「第四号議案 理事六十九名選任の件」、「第五号議案 監事二名選任の件」についての説明があり、審議を行つた結果、それぞれ異議なく原案のとおり承認可決されました。

また、報告事項として、「平成二十四年度事業計画及び収支予算」について説明の上報告があつた後、議長は本日の定期総会における全ての議案の審議と報告が終了したことを告げ定期総会を終了しました。

なお、定期総会終了後、理事会が開催され、選出承認された会長・副会長は次のとおりです。（順不同・敬称略）

会長	西 義弘	副会長	中 定俊
副会長	海邊 俊行	副会長	森川 起安
ク	尾崎 征朗	ク	小森 正剛
ク	角口 賀敏	ク	須賀 節夫
ク	関 康之	ク	吉田 俊久
ク	瀬古 伸廣	ク	横手 章郎
ク	寺村 直恭	ク	大和田 隆栄
ク	中根 幹浩	ク	
ク	夏山 晃一	ク	

また、岩本前会長は本総会をもつて会長を退任されました。四期八年にわたつて新宮納税協会の発展に輝かしい業績をあげられました。長い間の功績に対しまして心より敬意を表するものです。ありがとうございました。

新宮納税貯蓄組合連合会 定時総会

引き続いて、新宮納税貯蓄組合連合会の平成二十五年第五回定期総会が開催されました。総会では、島野会長の挨拶があつた後、島野会長が議長となり、議事に入りました。

安心を 与える税に ありがとう

総会の議案においては、「第一号議案 平成二十三年度事業報告及び収支算承認の件」、「第二号議案 平成二十四年度事業計画及び収支予算案承認の件」、「第三号議案 任期満了に伴う役員選任の件」についての案が承認されました。

それ異議なく原案のとおり承認可決されました。

説明があり、審議を行った結果、それました。

なお、第五十三回定時総会で選出承認された会長・副会長は次のとおりであります。(順不同・敬称略)

会長	島野 勝
副会長	森川 起安
西	中畑 光史
西	和代

岩本相談役は、長年にわたり、納税協会の役員を務められた後、平成四年五月より新宮納税協会の副会長、平成十六年五月より会長として務められました。その後、平成二十四年五月の定時総会にて会長を退任せられ、相談役に就任されました。その間、納税協会の運営と活動に多大な貢献をなされ、その功績は、誠に大きなものであり、衷心より敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。ここに、岩本相談役のご生前のお姿を偲び、心よりご冥福をお祈りいたします。

訃報



平成二十四年六月二十五日、午後二時より新宮納税協会会議室において、上野税務署長をはじめとする署幹部、及び島野新宮納税貯蓄組合連合会会長をご来賓に招き、平成二十四年第三回女性部定時総会が開催されました。

なお、第五十三回定時総会で選出承認された会長・副会長は次のとおりであります。(順不同・敬称略)

会長	島野 勝
副会長	森川 起安
西	中畑 光史
西	和代

平成二十四年六月二十五日、午後二時より新宮納税協会会議室において、上野税務署長をはじめとする署幹部、及び島野新宮納税貯蓄組合連合会会長をご来賓に招き、平成二十四年第三回女性部定時総会が開催されました。

総会では、西 女性部長が議長となり議事に入りました。

総会の議案においては、「第一号議案 平成二十三年度事業報告及び収支算承認の件」、「第二号議案 平成二十四年度事業計画及び収支予算案承認の件」、「第三号議案 任期満了に伴う役員選任の件」についての説明があり、それぞれ異議なく原案の通り承認可決されました。

議事終了後、ご来賓の上野新宮税務署長、島野新宮納税貯蓄組合連合会会長よりご祝辞をいただき、平成二十四年の女性部の定時総会は無事終了しました。

なお、女性部では、今年度も研修会を例年どおり三回実施する計画としています。また、女性部長より女性部の活性化を図るため、新規女性部員の入会に努めてほしい旨の要請がありました。

なお、第三回女性部定時総会で選出承認された部長・副部長は次のとおりです。(順不同・敬称略)

部長	西 和代
副部長	生駒寄支子
西	大林 幸子
西	辻本 圭子
西	潮崎 啓子



平成二十四年 第三十回新宮納税貯蓄組合連合会 女性部定時総会の開催

消費税 少ない額でも 大きな力

(6)



受講される方も多く、好評を得ていることから、次年度以降も引き続きこの事業活動に取り組みたいと考えています。

当協会では、簿記教室及びパソコン会計教室は、

平成二十四年度「簿記教室」及び

「パソコン会計教室」の開催

今年度も納税協会個人部会の事業活動の一環として適正な決算と申告及び経営分析に反映させること等を目的として、新宮税務署・近畿税理士会新宮支部の多大な協力を得て、簿記教室及びパソコン教室が開催されました。

今年度の簿記教室は、二十名を超える方が受講し、六月六日を第一回として毎週水曜日に七回にわたり実施して、七月十八日に盛況の内に終了することができました。講義の内容は、複式簿記の基礎知識、伝票と帳簿の記入例、決算整理や申告書の作成等についてで、皆さん熱心に受講されました。最終日には、六回以上受講された方に修了証書が授与されました。

また、引き続き簿記教室を終了された方で希望者を対象に、七月二十五日には、ソフト販売会社「ソリマチ」より派遣された講師によるパソコン会計教室を開催しました。受講された方は、講師の適切なアドバイスに従い、例題に沿ってパソコン会計の操作を行い、会計ソフトによる仕訳決算の正確性・迅速性を体験しました。

昨年七月から次の方々が入会されました。会員の皆様よろしく交説をお願いします。

納税協会新入会員の紹介

※順不同・敬称略

新宮市（法人）

有限会社南紀

株式会社プラスワン

株式会社ベストパートナー

太地町（法人）

勝丸捕鯨株式会社

串本町（法人）

株式会社やぶね衛生舎

新宮市（個人）

井上工業

坂本商店

那智勝浦町（個人）

向井商店

太地町（個人）

太地歯科

みんなの青色申告13

はじめてでもあんしん、やさしい青色申告ソフト。個人事業者の方を応援します！

標準価格 9,800円(税込)

会員価格 6,950円(税込)



会計王13

導入から決算まで、パソコンや簿記の初心者でも安心して利用できます。

標準価格 31,500円(税込)

会員価格 22,300円(税込)



お問い合わせは、納税協会まで。

源泉所得税を納付されている皆様へ

「ダイレクト納付」 を利用してみませんか！

自宅で！オフィスで！ 税理士事務所で！ どこでも申告・納税 e-Tax （イーチャック） 国税電子申告・納税システム

是非ご利用ください！

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出等をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単なクリック操作で即時または期日を指定して納付することができる新たな納付手段です。

ダイレクト納付はこんなに便利です



- ① 税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付可能
- ② インターネットバンキングの契約が不要(手数料が不要)
- ③ 即時または期日を指定して納付することが可能
- ④ 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能
- さらに、⑤ 源泉所得税の手続では、電子証明書の取得・登録は不要

- ① ダイレクト納付を利用するためには、e-Taxの利用開始のための手続(開始届出書の提出(送信))が必要となるほか、ダイレクト納付利用届出書を画面で提出する必要があります。
- ② ダイレクト納付が利用可能な金融機関については、次の表をご確認ください。
- ③ ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1か月程度かかります。
- ④ ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。

ダイレクト納付利用可能金融機関

(平成24年5月31日現在)

全国	京都府	大阪府	西日本
みずほ銀行	京都銀行	大阪東信用金庫	西兵庫信用金庫
三菱東京UFJ銀行	京都信用金庫	枚方信用金庫	中兵庫信用金庫
三井住友銀行	京都中央信用金庫	摂津水都信用金庫	但馬信用金庫
りそな銀行	京都北都信用金庫	のぞみ信用組合	兵庫県信用組合
埼玉りそな銀行		兵庫県	淡陽信用組合
ゆうちょ銀行		みなど銀行	奈良県
滋賀県	近畿大阪銀行	神戸信用金庫	南都銀行
	大阪信用金庫	姫路信用金庫	大和信用金庫
	大阪厚生信用金庫	播磨信用金庫	奈良中央信用金庫
	大阪市信用金庫	兵庫信用金庫	和歌山県
	大阪商工信用金庫	尼崎信用金庫	紀陽銀行
	永和信用金庫	日新信用金庫	新宮信用金庫
	十三信用金庫	淡路信用金庫	きのくに信用金庫

(注) 都市銀行及び近畿に本店を置く金融機関のみ表示しています。

その他の金融機関については、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご確認ください。

青色申告を始めてみませんか？

- ▶ 「青色申告」は、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができる制度です。

※ 青色申告の方は、原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりませんが、簡易な帳簿（①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳）で記帳してもよいことになっています。

青色申告の主な特典

◎ 青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生すべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳している方については、一定の要件の下で最高65万円を差し引くことができます。

また、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

※ 現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません（最高10万円の青色申告特別控除の適用は可能です。）。

◎ 青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告をされている方が、事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

※ この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

◎ 純損失の繰越しと繰戻し

青色申告をされている方は、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）。

また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

青色申告をするためには

- ▶ 青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

※ 新たに開業された方は、原則として開業の日から2か月以内に提出してください。

※ 「所得税の青色申告承認申請書」などの申請や届出の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

青色申告の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「パンフレット・手引き」に掲載している「はじめてみませんか？青色申告！」をご覧いただくな、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

- ▶ 事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

◎ 対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※ 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎ 記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎ 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳説明会のご案内

- ▶ 税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧いただか、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。

税金は 未来に架かる 虹の橋

(10)

「新宮税務署に配置換する。」に思わず「えっ…」。続く言葉が出てこず、思考停止。青天の霹靂と言おうか、全くの想定外の異動から早1年。

海南市出身、在住の私にとって「新宮」という名は幼少の頃から幾度となく耳に入る地名であったが、本州最南端から更に1時間、訪れた事もなく正に遠い遠い異国之地、未知の領域であった。この地で初めての単身赴任生活、孤独感、不安感に苛まれ生活をスタートしたのが懐かしい。

しかし、いざ生活を始めてみると接する人皆が、心優しく、人情味があり、笑顔で接してくれ、そんな人々に心惹かれ、癒され、現在では安らかな日々を過ごすことができ地域の人々への感謝、ただそればかりである。

社会の多様化・複雑化、時代の変化が早い昨今では、「癒し」「パワースポット」と言う単語をよく耳にする。新宮を中心とする「熊野」地方は古の時代から人々の心を魅了した特別の地域。熊野は遠くそれ故、憧れの思いつくる地。遠い遠い地域であるが、地域の人々の温かさに触れ、神秘的で雄大な自然に触れ、都会の喧騒から離れ、皆と仲良く誠実に、基本を忘れず、心穏やかに暮らしたい。

そして、古人が繰り返しこの地を訪れたように、離れててもこの地を憧憬し、いつの日かこの地を訪れる事を楽しみに日々の生活を大事にしていきたい。

雜感

山中豊誠
新宮税務署
管理運営・徵収部門統括官

会員募集中！

納税協会は、適正な申告納税を目指す法人・個人が会員となって会員企業・事業者の健全な発展を図りつつ、広く一般納税者にも税務知識を普及し、申告納税制度を推進することを目的として、事業活動を行っている自主的に結成された団体です。

会員の皆様の会員増強へのご協力とご支援をお願い申し上げます。

◎ 入会のお申し込みは 公益社団法人 新宮納税協会へ

TEL 0735-22-3698 FAX 0735-21-7297

(有)かわる

新宮市新町2-1-9
TEL 0735-22-2343

(株)中虎商店

那智勝浦町勝浦417
TEL 0735-52-0252

福助堂

新宮市神倉4-5-2
TEL 0735-22-5278

個人情報の保護に関する方針

公益社団法人新宮納税協会は、個人情報の保護に関する法令の規程等を踏まえ、当会の保有する個人情報の保護に関する方針を次のとおり定めます。

- 個人情報の保護に関する法令等を遵守します。
- 必要な個人情報は適正な手段で入手します。
- 個人情報の利用目的を通知又は公表します。
- 個人情報を目的外に利用しません。
- 法令に定める場合を除き、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。
- 個人情報の正確性を保ち、安全に管理します。

納税協会における個人(会員)情報の利用目的

公益社団法人 新宮納税協会は、以下の目的のため、個人(会員)情報を利用します。

- 本来的な各種事業・サービス等の提供のため
- 推奨する各種商品・事業及び制度等の案内のため

(注)会員名簿は、事務所に備え付け、一般の閲覧に供します。

納税協会の経営者大型総合保障制度ご加入者サービス

納税協会の経営者大型総合保障制度
広げよう
納税協会の輪

医療・健康
の
サポートに!

こんな声に
お応えいたします。

Doctor of Doctors Network

ドクターオブドクターズネットワーク

- 高度な医療が必要らしいが、どうしたらいいのか!
- 現在治療を受けているが、他の治療法がないか
別の医師の意見(セカンドオピニオン)も聞いてみたい!
- 自分の症状にあった専門医にかかりたい!

セカンドオピニオンサービス

受付時間: 平日10:00~16:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

メディカルコンサルテーション

現在治療中の病気や症状に関する「セカンドオピニオン」
やお客様の病気や症状にあわせた「優秀専門医*1紹介」
のため、医大の名譽教授クラスの専門医(総合相談医*2)
と相談することです。

セカンドオピニオンの提供

より良い医療を選択するために、主治医以外の医師に現在の診断に対する見解や今後の治療方針、方法について意見を聞くことです。

優秀専門医の紹介

総合相談医の判断により、お客様の病症状やニーズに合わせて、総合相談医から推薦・選考された高いレベルの専門性を有する専門医を紹介します。また、セカンドオピニオンの提供において、より高度な専門性が求められる場合、専門医を紹介します。



健康ダイヤル24

24時間 年中無休

- 健康相談
- 医療相談
- 介護相談
- 育児相談
- メンタルヘルスの相談
- 医療機関情報提供

*1 優秀専門医とは、43の専門分野においてティーベック株式会社ドクターオブドクターズ評議員会員一致で選考された専門医のことといいます。

*2 ティーベック株式会社の用語定義となります。

- 当サービスは、納税協会の経営者大型総合保障制度および(集定・集団扱特約適用)個人保障プランの被保険者さま(保険の対象となる方)をご利用対象とさせていただいている。※契約者さまはご利用いただけません。
- 当サービスは、大同生命保険株式会社とAIU保険会社の提携により、ティーベック株式会社が提供するサービスです。
- 当サービスの内容は平成24年3月現在のものであり、今後予告なく中止または内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。
- その他、地域や内容によりご要望に添えない場合がございますので、電話によるご相談の際、ティーベック社専門スタッフにご確認ください。

この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

引受保険会社 **DAIDO 大同生命**

和歌山営業部 田辺営業所/田辺市上屋敷2-15-15
(KMビル3F) TEL 0739-22-0422



AIU保険会社

エイアイユー インシュアランス カンパニー <http://www.aiu.co.jp/>

和歌山支店/和歌山県和歌山市六番丁5(和歌山第一生命ビル2F)
TEL 073-432-5641

受付時間: 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

A-000238 2013-03



は (株)夏山組 新宮市三輪崎1-13-22 TEL 0735-31-7511	香 梅 堂 新宮市大橋通3-3-4 TEL 0735-22-3132	尾崎酒造(株) 新宮市船町3-2-3 TEL 0735-22-2105
(株)キナン 新宮市浮島1-25 TEL 0735-21-3800	(株)山一木材 新宮市新町2-1-5 TEL 0735-22-8115	新宮信用金庫 青い海・みどりの山・大切な地元 新宮市大橋通3丁目1-4 TEL 0735-22-6191
(株)海邊組 新宮市三輪崎3-2-11 TEL 0735-31-7515	 FOR LIFE IN FUTURE …地域社会に貢献し、未来をきずく… 株式会社 小森組 代表取締役 小森正剛 本社／東牟婁郡串本町串本1925番地 TEL.0735(62)0036㈹ FAX.0735(62)5776	ISO9001 認定取得 共栄電設(株) 新宮市新宮3451-1 TEL 0735-22-6325
(株)大和田組 北山村大沼140 TEL 0735-49-2116	(株)関三吉商店 新宮市橋本1-12-10 TEL 0735-22-5271	(株)勝浦御苑 那智勝浦町勝浦216-19 TEL 0735-52-0333
谷地建設(株) 新宮市五新1-32 TEL 0735-21-2226	和歌山東漁協 串本町串本1884 TEL 0735-62-0080	(株)名豊トヨペット 新宮市緑ヶ丘3-4-20 TEL 0735-22-6411
新宮ガス(株) 新宮市あけぼの5番50号 TEL 0735-21-6431	石鹼・化粧品・繊維品・DIY日用雑貨 総合卸(株)イトー 本社 〒647-0051 新宮市磐盾2-30 TEL.0735-21-1258㈹ FAX.0735-21-6472 取出営業所 〒647-0015 新宮市千穂3-4-21 TEL.0735-22-5596	(株)松本のれん堂 那智勝浦町市野々関屋3917 TEL 0735-55-0090
(株)紀陽銀行 新宮支店 新宮市大橋通2-3-1 TEL 0735-22-5161	木下水産物(株) 木下 勝之 那智勝浦町築地8-6-5 TEL 0735-52-0071	(株)百五銀行 新宮支店 新宮市大橋通2-4-1 TEL 0735-22-5111